

山梨県公報

第千九百二十八号

平成二十一年

三月五日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件).....	一一三
漁業協同組合の遊漁規則の変更認可.....	一一三
道路の区域変更.....	一一四
河川区域の指定の一部改正.....	一一四
廃川敷地等.....	一一四
建築基準法に基づく道路位置指定.....	一一四
公 告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	一一五
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止.....	一一六
開発行為に関する工事の完了について(二件).....	一一六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	一一七

告示

山梨県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
甲府市梯町字平松一〇一六、一〇一七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平松一〇一六・一〇一七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
北杜市須玉町下津金字松尾二〇七の一(次の図に示す部分に限る。)、二一六
 - 二 指定の目的
水源のかん養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾二〇七の一・二一六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成二十一年三月五日

- 一 漁業権者の名称及び住所
都留漁業協同組合 南都留郡西桂町下暮地七百八十八番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第九号
- 三 認可に係る変更内容
特別遊漁料について、次のように改めることとした。

漁法	魚種	期間	特別遊漁料（消費税込み）
竿釣りのうち 餌釣り	にじます やまめ・いわな	一日	三千五百円
		一日	四千五百円
竿釣りのうち ルアー・フライ	やまめ・いわな にじます	一日	四千五百円
		小学生	三千五百円

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十一年一月一日

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月五日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 富士河口湖富士線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字小立字鳥原二二番の三地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字大木二九九番の一地先まで	一六・〇五 四〇・〇	七・八 一一・一	三七〇・〇	三七〇・〇
	一六・〇五 四〇・〇	七・八 一一・一		

山梨県告示第六十四号

一級河川大幡川に係る河川区域の指定（昭和五十年山梨県告示第二百十八号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年三月五日

第一号図及び第三号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第六十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月五日

- 一 河川の種類 富士川水系 塩川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十一年三月五日
 - 三 廃川敷地等の位置 甲州市塩山下於曾字源吾田千二百十九番三地从一から千二百十九番一地从先
 - 四 廃川敷地等の種類及び数量 三百十・九〇平方メートル
- 山梨県知事 横内正明

山梨県告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町小石和字神明五三番二二
- 二 道路の幅員
六・〇五メートル
- 三 道路の延長
三七・四〇メートル

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
清水内科クリ ニック	笛吹市石和町 松本一〇八 番地一	一九一八〇〇 四五四	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）、介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし）、介護予 防訪問看護（み なし）、居宅療 養管理指導（み なし）、訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）及	平成二十年十一 月二十八日

メロディー調 剤薬局 石和 店	笛吹市石和町 八田三三〇番 地一八	一九四二八一〇 三四一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）及び居宅 療養管理指導（ みなし）	平成二十年十二 月一日
街の薬局 に らさき	韮崎市龍岡町 下條南割九九 八番地一	一九四〇九〇〇 二八三	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）及び居宅 療養管理指導（ みなし）	平成二十年十二 月一日
調剤薬局ツル ハドラッグ 山梨中央店	中央市下河東 四〇〇番地	一九四三三二〇 二〇〇	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年十二 月一日
特定福祉用具 販売事業所さ い	南巨摩郡身延 町切石字東割 四二一番地一	一九七〇七〇〇 九八三	特定介護予防福 祉用具販売及び 特定福祉用具販 売	平成二十年十二 月十五日
福祉用具貸与 事業所さい	南巨摩郡身延 町切石字東割 四二一番地一	一九七〇七〇〇 九八三	介護予防福祉用 具貸与及び福祉 用具貸与	平成二十年十二 月十五日
シヨートステ イ 志麻の郷 ・湯村	甲府市湯村三 丁目一番一 〇号	一九七〇一〇二 六二八	介護予防短期入 所生活介護及び 短期入所生活介 護	平成二十年十二 月二十日
アースサポ ー株式会社 甲府在宅サ ービスセンタ ー	甲府市湯田二 丁目七番一五 号	一九七〇一〇二 六一〇	介護予防訪問入 浴介護及び訪問 入浴介護	平成二十一年一 月一日

ふるさと居宅介護支援事業所	笛吹市境川町小黒坂二二二〇番地四五	一九七二八〇〇五四三	居宅介護支援	平成二十一年一月一日
通所介護「歳深み」	甲府市中小河原町一六〇八番地一	一九七〇一〇二六〇二	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十一年一月十五日
コスモ・アピタール	甲府市相生一丁目二番三号新平和ビル	一九七〇一〇二六三六	介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護	平成二十一年一月十九日
アンカケアサービス居宅介護支援事業所	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二二〇〇四〇五	居宅介護支援	平成二十一年一月二十三日
さいデイサービスセンターみのぶ	南巨摩郡身延町切石字東割四二二番地一	一九七〇七〇〇九九一	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十一年一月一日
株式会社みよしデイサービス	大月市御太刀二丁目一〇番三三号	一九七二四〇〇四五〇	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十一年一月一日
甲州茶話本舗デイサービスこわた亭	都留市鹿留二一九三番地	一九七二一〇〇二六六	通所介護	平成二十一年一月一日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第一百五十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
合資会社 宅老所つくしんぼ	笛吹市御坂町夏目原一三〇七番地一	一九七〇五〇〇四〇九	通所介護	平成二十一年十二月三十一日
南アルプス市社協あつたかケアプラン	南アルプス市寺部六五九番地	一九七二六〇〇四四八	居宅介護支援	平成二十一年十二月三十一日
わかばデイサービスセンター	甲府市古上条町一六三番地	一九七〇一〇一八五一	介護予防通所介護	平成二十一年一月一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字柳田七四八の一四及び七四八の一五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市高畑二丁目十六番十号 八高豊

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市藤巻字中河原六九五の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市布施二千九番地中屋フォレストB バーニング真夕美

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により、告示する。

平成二十一年三月五日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

二九六	甲府市富士見二丁目三番三二号先（都市計画道路路愛宕町下条線と甲府市道陣場線との丁字路交差点）	富士見二丁目	平成二〇年五月八日告示第五八号
-----	--	--------	-----------------

二九六	甲府市富士見二丁目三番三二号先（都市計画道路路愛宕町下条線と甲府市道陣場線との丁字路交差点）	富士見二丁目	平成二〇年五月八日告示第五八号
二九七	甲府市徳行二丁目一七番三三号先（市道善光寺町敷島線と市道南西一五号線との十字路交差点）	南西第一団地北西	平成二二年三月五日告示第一八号
二九八	甲府市下石田二丁目一四番三二号先（市道善光寺町敷島線と市道南西五号線との十字路交差点）	南西第二公園南	平成二二年三月五日告示第一八号

一〇五	中巨摩郡竜王町竜王一、一九八	四谷建設前	五一・六・二八
-----	----------------	-------	---------

番地先（県道芦倉竜王線と町道竜王新田線との交差点）		
---------------------------	--	--

一〇五	甲斐市竜王一、一九八番地先（県道甲斐芦安線と市道竜王新田線との交差点）	四ツ谷	平成二二年三月五日告示第一八号
-----	-------------------------------------	-----	-----------------

一五四	中巨摩郡玉穂村乙黒六七〇番地の六先（県道葎崎櫛形豊富線、県道甲府玉穂中道線及び村道の交わる変則十字路交差点）	乙黒	五七・一・八告示第一号
-----	--	----	-------------

一五四	中央市乙黒七六二番地の一先（主要地方道葎崎南アルプス中央線と県道甲府中央右左口線との丁字路交差点）	乙黒	平成二二年三月五日告示第一八号
-----	---	----	-----------------

三六八	甲府市蓬沢町一、一〇八番地の一先（市道六三三二号線と市道六三七号線との十字路交差点）	中橋東	平成二〇年八月一日告示第一〇〇号
-----	--	-----	------------------

三六八	甲府市蓬沢町一、一〇八番地の一先（市道六三三二号線と市道六三七号線との十字路交差点）	中橋東	平成二〇年八月一日告示第一〇〇号
-----	--	-----	------------------

三六九	中央市臼井阿原三二三番地一先（市道田富一 一〇号線と市道	田富福祉センター北	平成二二年三月五日告示第一八号
-----	------------------------------	-----------	-----------------

田富二七五 一号線との十字路 交差点)				
------------------------	--	--	--	--

八	西八代郡市川大門町一七三番地 先(町道南通り線と町道文京通 り線との交差点)	福金楼前	五〇・二二・一九	
---	--	------	----------	--

八	西八代郡市川三郷町市川大門一 七三番地先(町道南通り線と町 道文京通り線との交差点)	市川本町駅西	平成二十二年三月五日 告示第一八号	
---	--	--------	----------------------	--

五四二	県道島 上条宮 久保絵 見堂線 (大袋 パイパ ス)	甲斐市団子新居六二一 番地の四先(団子橋北 詰交差点・県道島上条 宮久保絵見堂線から大 袋パイパスへの左折導 流部)(二〇メートル	車両	車両進行 南から西 へ終日	斐崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四 号
-----	--	--	----	---------------------	-------------------------------------

五四二	県道島 上条宮 久保絵 見堂線 (大袋 パイパ ス)	甲斐市団子新居六二一 番地の四先(団子橋北 詰交差点・県道島上条 宮久保絵見堂線から大 袋パイパスへの左折導 流部)(二〇メートル	車両	車両進行 南から西 へ終日	斐崎 平成二〇年一 月一三日 告示第一三四 号
五四三	国道二	甲斐市志田六六四番地	車両	車両進行	斐崎 平成二二年三

五四四	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村八、五 二九番地先(ひばりヶ 丘交差点・国道一三九 号から主要地方道富士 宮鳴沢線への左折導流 部)(二三メートル)	車両	車両進行 東から南 へ終日	富士 平成二二年三 月五日 告示第一八号
-----	------------	--	----	---------------------	-------------------------------

一五四	町道 中楯乙 黒線	中巨摩郡玉穂町乙黒 七五七番地の一先 (窪田国春方北側)	西進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府 六三・二二・二 二 告示 第三四号
-----	-----------------	------------------------------------	------------	------------------	-----------------------------------

一五四	削除				南甲府 平成二二年三月 五日 告示第一八号
-----	----	--	--	--	--------------------------------

三六一	県道 甲府玉 穂中道 線	中巨摩郡玉穂町乙黒 七三一番地の一先 (細田直忠方東側)	北進す る車両	七時か ら九時 まで	南甲府 六三・二二・二 二 告示 第三四号
-----	-----------------------	------------------------------------	------------	------------------	-----------------------------------

二、八六三	市道	甲府市下石田二丁目一三番一五	四	甲府	平九・三・一七
二、三九五	国道二〇号	甲斐市志田六六四番地先(志田交差点)	三	葦崎	平成二十二年三月五日 告示第一八号
二、三九五	国道二〇号	甲斐市志田六六四番地先(志田交差点)	一	葦崎	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
九七七	県道甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和二、七〇〇番地先(蛭見橋東交差点)	二	笛吹	平成二十二年三月五日 告示第一八号
九七七	県道甲府八代線	東八代郡石和町小石和二、七〇〇番地先(蛭見橋東)交差点	三	石和	平成一四年六月一三日 告示第二九号
三六一	削除			南甲府	平成二十二年三月五日 告示第一八号
					九時まで

別表第十中に改める。

五、二六〇	県道富	南都留郡西桂町倉見二二三番地	一	大月	平成二〇年一二
四、四八二	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地先(ひばりヶ丘交差点)	二	富士吉田	平成二十二年三月五日 告示第一八号
四、四八二	国道一三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地先(ひばりヶ丘交差点)	一	富士吉田	平一一・一・二八 告示第六号
四、一一二	市道	甲府市徳行二丁目一七番三三三号先(南西第二団地北西交差点)	一	甲府	平成二十二年三月五日 告示第一八号
四、一一二	市道	甲府市徳行二丁目九番五号先(神山弥方前交差点)	四	甲府	平八・四・一八 告示第一九号
二、八六三	市道	甲府市下石田二丁目一四番三三三号先(南西第三公園南交差点)	三	甲府	平成二十二年三月五日 告示第一八号
					告示第一九号

五、二六〇	県道富士吉田西桂線	南都留郡西桂町倉見二三三番地一先	一	大月	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
五、二六一	市道	甲府市大里町五、一二八番地先 (レジデンス石原南側)	三	南甲府	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六二	県道甲府中央右左口線	中央市乙黒七六二番地の一先(乙黒交差点)	二	南甲府	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六三	市道	南アルプス市小笠原七五七番地一先(小笠原小学校西側)	一	南アルプス	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六四	市道	甲斐市岩森一、三三二番地四先 (双葉中学校西側)	一	葦崎	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六五	市道志田中通り線	甲斐市志田六四五番地一先(ラザウオーク甲斐双葉南側)	一	葦崎	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六六	市道	北杜市須玉町大豆生田一、一六七番地先	一	北杜	平成二二年三月五日 告示第一八号
五、二六七	国道三〇〇号(旧道)	南巨摩郡身延町波高島三番地二先(丁字路交差点)	一	南部	平成二二年三月五日 告示第一八号

一、五 五三	国道三〇〇号	西八代郡下部町常葉三、二〇六番地先(常葉バイパス南交差点)から南巨摩郡身延町下山二二二番地の九九先(上沢交差点)までの両側	四、五二〇	車両(原付・けん引を除く)	南部市川 平成二四年四月二五日 告示第二二二号
一、五 五三	国道三〇〇号	南巨摩郡身延町上之平三七五番地先(波高島トンネル東側)から南巨摩郡身延町常葉三、二〇六番地先(常葉バイパス南交差点)までの両側	二、〇〇〇	車両(原付・けん引を除く)	南部 平成二二年三月五日 告示第一八号
一、六 六六	県道島上条宮久保線見堂線(大袋バイパス)	甲斐市竜地六、五二七番地先(保健福祉センター南交差点)から甲斐市団子新居一六番地の一先(団子橋北詰交差点)までの両側	一、一六〇	車両(原付・けん引を除く)	葦崎 平成二〇年一月一三日 告示第一三四号

に改める。
別表第十五中

一、六 六六	県道島上条宮久保線見堂線(大袋パイパス)	甲斐市竜地六、五二七番地先(保健福祉センター南交差点)から甲斐市団子新居一六番地の一先(団子橋北詰交差点)までの両側	一、一六〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号
一、六 六七	市道柳ノ旭台線	甲斐市宇津谷字六反川七三二番地二先(塩崎町交差点)から甲斐市下今井四四五番地の一先(双田橋北交差点)までの両側	一、五〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号
一、六 六八	市道志田中通り線	甲斐市志田六六四番地先(志田交差点)から甲斐市志田六四五番地一先(ラザウオーク甲斐双葉南側交差点)までの両側	二五〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号
一、六 六九	国道三〇〇号(波高島ハイパス)	南巨摩郡身延町下山二三一番地の九先(上沢交差点)から南巨摩郡身延町上之平三七五番地先(波高島トンネル東側)までの両側	二、二七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	南部	平成二一年三月五日 告示第一八号

に

四三三	国道三〇〇号	南都留郡富士河口湖町本栖二一六番地先(本栖交差点)から南巨摩郡身延町下山二三一番地の九九先(上沢交差点)までの両側	二五、七七	車両	終日	南部 吉田	平成二一年三月五日 告示第一八号
-----	--------	---	-------	----	----	----------	---------------------

を

四三三	国道三〇〇号	西八代郡上九一色村本栖二一六番地先(本栖交差点)から南巨摩郡身延町下山二三一番地の九九先(上沢交差点)までの両側	二六、〇一	車両	終日	南部 市川 富士 吉田	平成二四年四月二五日 告示第二二号
-----	--------	--	-------	----	----	----------------------	----------------------

に

一三四	削除					北杜	平成二一年三月五日 告示第一八号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

を

一三四	国道一四一号线	北巨摩郡須玉町大豆生田地内(桐の木橋北詰)から北巨摩郡須玉町大蔵地内(須玉橋東詰)までの両側	一、九〇〇	車両	終日	葦崎	五九・八四一 号
-----	---------	--	-------	----	----	----	-------------

四六七	県道白井河原八田線	笛吹市石和町河内八番地先(河内交差点)から笛吹市石和町砂原七四番地の四先(榎橋東詰交差点)までの両側	四六二	車両	終日	笛吹	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号
-----	-----------	--	-----	----	----	----	-----------------------

四六七	県道白井河原八田線	笛吹市石和町河内八番地先(河内交差点)から笛吹市石和町砂原七四番地の四先(榎橋東詰交差点)までの両側	四六二	車両	終日	笛吹	平成二〇年一月一三日 告示第一三四号
-----	-----------	--	-----	----	----	----	-----------------------

四六八	市道柳ノ旭台線	甲斐市宇津谷字六反川七三二番地二先(塩崎町交差点)から甲斐市下今井四四五番地の四先(双田橋北交差点)までの両側	一、五〇〇	車両	終日	葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号
-----	---------	---	-------	----	----	----	---------------------

四六九	県道白井河原八田線	笛吹市石和町市部一、一五四番地先(笛吹警察署北交差点)から笛吹市石和町四日市場一、六五九番地の四先(四日市場交差点)までの両側	八五〇	車両	終日	笛吹	平成二一年三月五日 告示第一八号
-----	-----------	---	-----	----	----	----	---------------------

に改める。
別表第十六中

四、〇四八 町道 北巨摩郡双葉町大字志田字大坪 葦崎 五五・三・一八

四、〇四九	町道	六七四の二中島敬郎所有水田北側	葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号
-------	----	-----------------	----	---------------------

四、〇四八	削除		葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号
四、〇四九	削除		葦崎	平成二一年三月五日 告示第一八号

六、〇四一	町道	中巨摩郡田富町白井阿原三二二番地の四先(三井敬二所有畑西側)	南甲府	平元・三・二八号
六、〇四二	町道	中巨摩郡田富町白井阿原三二四番地の四先(関口勝博方東側)	南甲府	平元・三・二八号

六、〇四一	削除		南甲府	平成二一年三月五日 告示第一八号
六、〇四二	削除		南甲府	平成二一年三月五日 告示第一八号

六、九六九	町道	中巨摩郡玉穂町乙黒七六〇番地 の二先（古屋吉郎方畑西側）	南甲府	六二・二・五 三号
六、九七〇	町道	中巨摩郡玉穂町乙黒七五三番地 の二先（田中行蔵方畑東側）	南甲府	六二・二・五 三号

六、九六九	削除		南甲府	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
六、九七〇	削除		南甲府	平成二十二年三月 五日 告示第一八号

九、五八〇	町道	中巨摩郡玉穂町乙黒七六一番地 の二先（窪田光子方東側・南進 車両）	南甲府	平一〇・一〇・ 一九 告示 第五〇号
-------	----	---	-----	-----------------------------

九、五八〇	削除		南甲府	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
-------	----	--	-----	--------------------------

一一、三三五	八ヶ岳 広域農 道	北杜市須玉町東向三、二三五番 地一先（丁字路交差点・東進車 両）	北杜	平成二〇年二 月一日 告示第一四八号
--------	-----------------	--	----	--------------------------

一一、三三五	八ヶ岳 広域農 道	北杜市須玉町東向三、二三五番 地一先（丁字路交差点・東進車 両）	北杜	平成二〇年二 月一日 告示第一四八号
一一、三三六	県道甲 府中央 右左口 線	中央市乙黒七三六番地一先（十 字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
一一、三三七	市道志 田中通 り線	甲斐市志田六四五番地一先（ラ ザウオーク甲斐双葉南側丁字路 交差点・南進車両）	葦崎	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
一一、三三八	県道市 川三郷 身延線	南巨摩郡身延町波高島九〇一番 地先（波高島トンネル西側丁字 路交差点・北進車両）	南部	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
一一、三三九	国道三 〇〇号 （旧道）	南巨摩郡身延町波高島三番地二 先（丁字路交差点・西進車両）	南部	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
一一、三三〇	国道三 〇〇号 （旧道）	南巨摩郡身延町上之平三七五番 地先（波高島トンネル東側丁字 路交差点・北進車両）	南部	平成二十二年三月 五日 告示第一八号
一一、三三一	国道一 三九号	南都留郡鳴沢村八、五二九番地 先（ひばりヶ丘交差点・南東側 左折導流部・南進車両）	富士吉 田	平成二十二年三月 五日 告示第一八号

に改める。
別表第十七中

一一、二八四	国道三 〇〇号	西八代郡上九一 色村本栖二一六	二六、〇一	車両	終日	南部 市川 平成一四 年四月二
--------	------------	--------------------	-------	----	----	--------------------------

一〇六	県道 竜王芦 安線	中巨摩郡八田村上高砂五三七番地先（第一自動車工業西側）から中巨摩郡竜王町竜王一、七三〇番地先（丹沢貴方前）までの両側歩道（一、〇六〇メートル）	南甲府 小笠原	平九・三・二四 告示 第二〇号
-----	-----------------	---	------------	-----------------------

一〇六	県道甲 斐芦安 線	南アルプス市上高砂五三七番地先（第一自動車工業西側）から甲斐市竜王一、四四七番地一先（竜王立体交差点）までの両側歩道（一、七六〇メートル）	南アル プス 葦崎	平成二二年三月五日 告示第一八号
-----	-----------------	---	-----------------	---------------------

に改める。
別表第二十七中

一四	県道 白井河 原石和 線	東八代郡石和町市部一、一五四番地先（三角屋食堂）から 東八代郡石和町四日市場一、六五九番地の一先（甲府バイパス四日市場交差点）	八五〇	車両	終日	石和	五五・一 二・一二 五九号
----	-----------------------	--	-----	----	----	----	---------------------

を

一四	削除					笛吹	平成二一 年三月五 日 告示第一 八号
----	----	--	--	--	--	----	---------------------------------

に改める。
別表第三十三中

一〇	国道 四一 号	東八代郡石和町市部一、一五四番地先 （石和警察署北交差点）	三	平二一・四・一三 告示 第二一号
----	---------------	----------------------------------	---	------------------------

を

一〇	削除			平成二二年三月五日 告示第一八号
----	----	--	--	---------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番